公立大学法人福岡女子大学

火災保険等契約に係る仕様書

令和８年３月１０日

公立大学法人福岡女子大学

建物に係る火災保険仕様書

１．保険契約者の名称 および住所	公立大学法人福岡女子大学 福岡市東区香住ヶ丘１丁目１番１号
２．被保険者ならびに保険金を受け取るべき者の名称および住所	公立大学法人福岡女子大学 福岡市東区香住ヶ丘１丁目１番１号
３．保険始期ならびに保険終期	令和８年４月１日午後４時から 令和９年４月１日午後４時まで
４．保険期間	保険始期より１年間
５．保険の目的	公立大学法人福岡女子大学の所有及び福岡県より貸与にて使用する建物・建物付属設備（建物内什器・備品・図書・絵画彫刻等は含まない）。 添付別紙「公立大学法人福岡女子大学　建物明細書」参照の事
６．使用約款	下記に指定した条件を満たすものであれば独自約款で可。但し、補償内容（損害保険金・免責金額・費用保険金等）を明確にした見積書を添付の事。
７．補償内容	①　火災、落雷、破裂・爆発 ②　風災・ひょう災、雪災 ③　水災 ④　建物外部からの物体の落下、飛来・衝突 ⑤　給排水設備からの事故などによる水漏れ ⑥　騒じょう、労働争議 ⑦　盗難 ⑧　その他不測かつ突発的な事故 ※電気的・機械的事故は含まない ならびに、臨時費用保険金（損害保険金の１０％、１事故・１敷地内１００万円限度）、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、修理付帯費用保険金、損害防止費用保険金。

上記③を含め、実損害額から免責金額（自己負担）を引いた金額を損害保険金とする。
当該仕様書に記載の補償内容に関する事項と相違（免責金額、サブリミット等）がある場合には、貴社見積書、提出書類等内に必ず記載すること。

８．主な免責事項

① 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④サイバー攻撃等の結果として生じた事故、但し保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合を除く。その他は、各社普通保険約款ならびに特別約款記載の通り

９．保険価額と評価基準

保険価額：　１１，０６５，３００千円
評価基準：　再調達価額（２０２５年１２月時点）
その他は、別紙「建物明細書」に記載の通り

１０．支払限度額

下記金額を限度額とする実損払いとすること。
①火災、落雷、破裂・爆発
②風災・ひょう災、雪災
上記①、②の支払限度額を７，０００，０００千円とする。

③水災
④建物外部からの物体の落下、飛来・衝突
⑤給排水設備からの事故などによる水漏れ
⑥騒じょう、労働争議
⑦盗難
⑧その他不測かつ突発的な事故
上記③から⑧迄の支払限度額を１００，０００千円とする。

１１．免責金額　　上記①～⑧まで３万円以下とする
（※②に関しては、２０万円 FC でも可）

１２．割増引について　　公有物件割引適用

１３．保険料の支払い　　保険料一括払い
「初回保険料支払猶予特約」を付帯すること。
（支払猶予期間を交付金受領日翌日迄とするもの）

１４．過去の損害　　過去５年間保険金の支払なし

１５．防災体制について　　防災センターにて２４時間監視（夜間も２名以上の常駐あり）、公設消防署からの距離１．６ｋｍ、敷地内完全禁煙、自衛消防隊の消防訓練年２回、全従業員等への防災訓練年１回、臨時火気管理規定あり。

１６．添付書類

・別紙「公立大学法人福岡女子大学　建物明細書」１枚
・別紙「学内配置図」１枚

非常勤役員・非常勤講師に係る傷害保険仕様書

１．保険契約者の名称 および住所	公立大学法人福岡女子大学 福岡市東区香住ヶ丘１丁目１番１号
２．被保険者ならびに保険金を受け取るべき者の名称	①　公立大学法人福岡女子大学の非常勤役員５名 （学外理事３名、監事２名、**準記名式全員付保**） ②　公立大学法人福岡女子大学の非常勤講師 （８２名、１日最大１８名、**準記名式一部付保**） 保険金受取人は被保険者の法定相続人
３．保険始期ならびに保険終期	令和８年４月１日午後４時から 令和９年４月１日午後４時まで
４．保険期間	保険始期より１年間
５．保険の目的	被保険者に同じ
６．補償内容	日本国内において、被保険者が学外理事・監事・非常勤講師として就業及び活動中（通勤・往復途上含む）に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害に対して補償する。 ※通勤・往復途上とは、本学の活動に従事するため所定の集合・解散場所と被保険者の住居（所属先）との間を通常の経路にて往復中をいう。 普通傷害保険（就業中のみ危険補償もしくは、管理下のみ危険補償（往復途上危険補償特約））。 当該仕様書に記載の補償内容に関する事項と相違（免責金額、サブリミット等）がある場合には、貴社見積書、提出書類等内に必ず記載すること。
７．主な免責事項	①保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、

武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③地震・噴火またはこれらによる津波。その他は各社普通保険約款ならびに特別約款記載の通り。

８．保険価額　　保険価額の定めはない。

９．保険金額または支払限度額　　①非常勤役員（学外理事・監事）
死亡・後遺障害：３千万円
入院日額：１万円（１８０日間限度）
通院日額：６千円（９０日間限度）
②非常勤講師
死亡・後遺障害：１千万円
入院日額：１万円（１８０日間限度）
通院日額：５千円（９０日間限度）

※詳細は「１２．被保険者について」に記載の通り

１０．免責金額　　免責金額の定めはない。

１１．保険料の支払いおよび保険料精算方法　　保険料一括払い
「初回保険料支払猶予特約」を付帯すること。
(支払猶予期間を交付金受領日翌日迄とするもの)
確定精算不要

１２．被保険者について

１．学外理事・監事（準記名式）

名称	活動日数	性別	年齢	令和７年度活動実績
学外理事	７日以内	女性	７０才	３日
学外理事	７日以内	男性	７７才	３日
学外理事	７日以内	男性	７２才	３日
監事	７日以内	女性	５０才	３日
監事	７日以内	男性	５６才	２日
				※活動実績は公告日現在

２．非常勤講師（準記名一部付保方式）総人数８２名
１日当たりの最大稼働数：１８名

施設管理及び業務遂行に係る賠償責任保険仕様書

１．保険契約者の名称 および住所	公立大学法人福岡女子大学 福岡市東区香住ヶ丘１丁目１番１号
２．被保険者ならびに保険金を受け取るべき者の名称	公立大学法人福岡女子大学
３．保険始期ならびに保険終期	令和８年４月１日午後４時から 令和９年４月１日午後４時まで
４．保険期間	保険始期より１年間
５．保険の目的	公立大学法人福岡女子大学に於ける全ての施設及び業務
６．補償内容	大学施設（学生寮・昇降機含む）の所有・使用・管理及び業務遂行に起因して、学生及び第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金を支払うもの。
７．主な免責事項	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震・噴火またはこれらによる津波。その他は各社普通保険約款ならびに特別約款記載の通り。
８．保険価額	保険価額の定めはない
９．保険金額（支払限度額）	対人・対物共通限度額３億円 （１名・１事故・期間中）
１０．免責金額	免責なし
１１．保険金と費用補償の種類	損害賠償金 ＜身体賠償>治療費、医療費、慰謝料など ＜財物賠償＞修理費、再調達に要する費用など

損害防止費用

損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用

緊急措置費用

被害者に対する応急手当・緊急処置の為に支出した費用

権利保全行使費用

第三者に損害賠償請求できる場合、その権利を保全・行使する為に支出した費用

争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬等の費用

協力費用

本学が保険会社に協力する為の費用

費用保険金等については保険金額の外枠にて支払うものとする。

１２．　付帯する特約等

共通保険金額追加条項

昇降機特約条項

漏水担保追加条項

給排水管、冷暖房装置、スプリンクラー等から水漏れ等により第三者の財物を損壊させた場合の損害賠償費用

事故対応特別費用

損害賠償請求又はそのおそれがある場合、対処の為に支出した文書作成費・交通費・現場調査費・記録費・通信費など

被害者治療費等補償

学校敷地内で偶然な事故により第三者の身体障害が発生し、本学が支出した費用

①治療費

②葬祭費用

③見舞金・見舞品購入費用

訴訟対応費用補償

日本の裁判所における訴訟、調停等の対応に必要な諸費用

①意見書・鑑定書作成費用

②外注コピー、増設コピー機の賃借費用

③被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当

④被保険者の役員･使用人の交通費､宿泊費　他

初期対応費用補償

事故の初期対応に必要な諸費用

①事故状況調査・記録

②事故原因調査（応急的調査に限る）

③事故現場の後片付け・清掃

④被保険者の役員・使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費

⑤通信費　他

上記特約等は基本約款等にて補償されている場合必要なし。（特約名称は問わない）その他、補償内容を縮小する特約については付帯しない事。

１３．保険料の支払いおよび保険料精算方法

保険料一括払い

「初回保険料支払猶予特約」を付帯すること。

（支払猶予期間を交付金受領日翌日迄とするもの）

確定精算不要

１４．その他

①保険料算出基礎数値

学生数：

令和７年４月１日時点　　１，０８６名

昇降機：　一般用エレベーター　８機

（内訳）本部棟　１基

研究棟Ａ　２基

図書館　１基

講義棟　１基

体育館　１基

大学会館　１基

学生寮ＡＢＣ　１基

②当該仕様書に記載の補償内容に関する事項と相違（免責金額、サブリミット等）がある場合には、貴社見積書、提出書類等内に必ず記載する事。

１５．質問等

当該仕様書に関する質問等は、下記宛に電子メールにて行うこと。

公立大学法人福岡女子大学
経営管理部　財務管理グループ
担当：　小柳津
E-mail:zaimu3@fwu.ac.jp
受付期間：令和８年３月１９日（木）午後５時迄

以上